

地方揮発油譲与税法施行規則及び 自動車重量譲与税法施行規則の改正について

1 現行制度の概要

地方揮発油譲与税及び自動車重量譲与税は、譲与額の2分の1の額を道路の延長で、他の2分の1の額を道路の面積で按分して譲与するものとされ、当該道路の延長及び面積に対して、それぞれ道路の種類、幅員及び人口によって補正することとされている。

ここで用いる人口は、いずれも「官報で公示された最近の国勢調査の結果による人口による」とされている。

2 改正の概要

平成27年国勢調査において、東日本大震災の影響により避難指示区域を含む市町村（※1）及び福島県双葉郡楡葉町（※2）（以下、「対象市町村」という。）については、立入りが制限された区域（楡葉町については直前まで制限していた区域）があり、当該調査における人口が0又は著しく減少することとなる。こうした対象市町村については、当該調査に係る人口を用いて地方揮発油譲与税及び自動車重量譲与税を算定した場合、他の市町村と均衡を失することとなる。

そのため、対象市町村に係る人口については、次回国勢調査（H32.10.1現在）が公示されるまでの間、対象市町村の平成22年国勢調査に係る人口に、過去5年間の人口変動率（平成27年9月30日現在の住民基本台帳人口を平成22年9月30日現在の住民基本台帳人口で除して得た率）を乗じて得た人口を用いることとする。

※1：福島県南相馬市、双葉郡富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村、相馬郡飯舘村、伊達郡川俣町（ただし、川俣町については、平成27年国勢調査に係る人口の方が特例措置を講じた場合より多いことから特例の対象から除外。）

※2：楡葉町については、調査直前（H27.9）に避難指示解除準備区域の指定が解除された（他の地域と同様に国勢調査は実施された）ものの、帰還している住民は1割程度であり、通常の調査結果とはいえないことから、対象とする。

3 施行期日

平成28年4月1日（平成28年6月に譲与すべき地方揮発油譲与税及び自動車重量譲与税から適用）

4 経過措置

なし